

新型コロナウイルス感染症による 入院給付金のご請求をされるお客様へ

必ずご確認ください

-  以下の記載については、**2023年9月28日時点**での取扱いに基づき作成しており、今後法令の改正等により**変更する可能性があります**。
-  必要書類の一種である「My HER-SYS」について、2023年10月以降は療養証明機能を利用できません。**ただし、「My HER-SYS」の療養証明画面のスクリーンショットや印刷等を既にお持ちの場合は、必要書類としてご使用いただけます**。
-  必要書類については各ページに記載しておりますのでご確認ください。なお、保健所・自治体によって取扱いが異なる場合がございますのでご注意ください。

新型コロナウイルス感染症と診断された場合、入院された場合だけでなく、診断された時期によって、自宅またはその他病院などと同等とみなされる施設で治療を受けられた場合でも、入院給付金のお支払いの対象となるケースがあります。新型コロナウイルス感染症に関する入院給付金のご請求にあたり、以下の記載内容をご確認ください。

		陽性診断日		
		2022年9月25日 以前	2022年9月26日～ 2023年5月7日	2023年5月8日 以降
医療機関への入院をされた場合		○ お支払対象 ページ 2		
宿泊施設 または自宅 での療養を された場合	重症化リスクの高い方 ※	○ お支払対象 ページ 2	○ お支払対象 ページ 3	× お支払対象外
	上記以外の方		× お支払対象外	

※医療機関の事情などにより、**自宅またはその他病院などと同等とみなされる施設で治療を受けられた方のうち、保健所への発生届の対象となる重症化リスクが高いとされるお客様が対象となります**。詳細はページ 3 をご確認ください。

 契約日（※1）が2023年4月2日以降の入院総合保険・入院継続時収入サポート保険については、責任開始日（※2）から14日以内に発病した新型コロナウイルス感染症を直接の原因として入院または宿泊・自宅療養した場合、お支払いの対象とならない場合があります。

- ※ 1 追加契約を含みます。
- ※ 2 申込みと告知がともに完了した日になります。

<各ページの記載内容> ※押下していただくと該当ページに遷移します

ページ 1	ページ 2	ページ 3	ページ 4
お支払対象となる条件	・医療機関への入院を された方のお取扱い ・ 2022年9月25日以前 に陽性と診断され、宿泊 施設または自宅での療 養をされた方のお取扱い	2022年9月26日から 2023年5月7日 に陽性 と診断され、宿泊施設ま たは自宅での療養をされ た方のお取扱い	「入院内容報告書【新型 コロナウイルス専用】」の記 入例

医療機関への入院をされた方は以下をご確認ください

お支払対象期間

「入院開始日」から「退院日」

ご請求時の必要書類

必要書類

給付金請求書 および 以下 (1) (2) いずれかの書類

- (1) 「**入院内容報告書【新型コロナウイルス専用】**」※ および 「**入院期間**」がわかる医療機関の証明書（領収書・退院証明書等）【コピー取扱可】
- (2) 当社所定の診断書

※ 「入院内容報告書【新型コロナウイルス専用】」以外の治療内容報告書等をお持ちの場合は、既にお持ちの報告書をご提出ください。

なお、医療機関に入院される前に、宿泊施設または自宅で療養された場合は陽性診断日に応じてページ 2 またはページ 3 をご確認ください

2022年9月25日以前に陽性と診断され、 宿泊施設または自宅での療養をされた方は以下をご確認ください

お支払いの対象となる条件

医療機関の事情などにより、自宅またはその他病院などと同等とみなされる施設で治療を受けられたお客様

お支払対象期間

「PCR検査等で陽性と診断された日※」から「厚生労働省の定める解除基準に該当した日（保健所等から通知された解除日）」

※ 濃厚接触者と指定された方が有症状となり、PCR検査等を経ずに臨床症状を踏まえて医師より罹患の確定診断を受けた場合は、**その診断を受けた日**からとなります。

ご請求時の必要書類

給付金請求書 および 「**入院内容報告書【新型コロナウイルス専用】**」※ 1 に加えて、以下の必要書類をご提出ください。

必要書類

以下 A を既にお持ちの場合は、A の書類でご請求ください。※ 2 ※ 3

A : 「**My HER-SYS**」で取得した画面での療養証明（**診断年月日が記載された画面**）※ 4
または保健所から発行された「療養証明書」※ 5

上記 A をお持ちでない場合は、以下 B の書類でご請求ください。※ 2 ※ 3

B : 新型コロナウイルス感染症に罹患したことがわかる医療機関が発行する検査結果報告書
（被保険者名・検査日または検査結果判明日・医療機関名があるもの）
または自治体の健康フォローアップセンター※ 6 の受付結果（被保険者名の記載があるもの）※ 5

※ 1 「入院内容報告書【新型コロナウイルス専用】」以外の治療内容報告書等をお持ちの場合は、既にお持ちの報告書をご提出ください。

※ 2 療養期間が12日以上となった場合、既にお持ちの新型コロナウイルス感染症に罹患したことおよび療養期間がわかる療養証明書（保健所・自治体・医療機関発行）をご提出いただく必要があります。（保健所・自治体によっては発行を収束している可能性があります。）

※ 3 お客様自ら抗原検査キット等で検査し、陽性だったことを示す検査結果ではご請求いただけません。

※ 4 2023年10月以降、「My HER-SYS」の療養証明機能は利用できません。画面のスクリーンショットや印刷等を既にお持ちの場合はご提出ください。

※ 5 保健所・自治体によっては発行を収束している可能性があります。

※ 6 自治体ごとに名称が異なるため、お住いの自治体の名称をご確認ください。

必ずご確認ください

⚠ **濃厚接触者**として自宅等で待機した場合や、**休業要請**により自宅等で待機した場合等は、**お支払いの対象となりません**。

⚠ 最終的なお支払可否については、ご提出いただいた書類等による判断となります。

2022年9月26日から2023年5月7日に陽性と診断され、 宿泊施設または自宅での療養をされた方は以下をご確認ください

お支払いの対象となる条件

医療機関の事情などにより、自宅またはその他病院などと同等とみなされる施設で治療を受けられた方のうち、**保健所への発生届の対象となる重症化リスクが高いとされる以下のお客様**

- ・65歳以上の方
- ・入院を要する方
- ・重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬※の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
(**新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与がされていても、保健所への発生届の対象でない場合、お支払いの対象とはなりません。**)

・妊娠中の方

※ 厚生労働省が定める以下の治療薬となります。(2022年12月16日時点)

〔ロナプリーブ（カシリビマブ・イムデビマブ）／ステロイド薬／ゼビュディ（ソトロビマブ）／トシリズマブ／
パキロビッド（ニルマトレルビル・リトナビル）／バリシチニブ／ラゲブリオ（モルヌピラビル）／ベクルリー（レムデシビル）〕

なお、ゾコーバ（エンシトレルビル）や解熱・鎮痛薬（カロナールやロキソニン等）、市販の風邪薬は含まれません。

お支払対象期間

「PCR検査等で陽性と診断された日※」から「厚生労働省の定める解除基準に該当した日（保健所等から通知された解除日）」

※ 濃厚接触者と指定された方が有症状となり、PCR検査等を経ずに臨床症状を踏まえて医師より罹患の確定診断を受けた場合は、**その診断を受けた日**からとなります。

ご請求時の必要書類

給付金請求書 および「入院内容報告書【新型コロナウイルス専用】」※1に加えて、以下の必要書類をご提出ください。

必要書類

以下Aを既にお持ちの場合は、Aの書類でご請求ください。※2※3

A：「My HER-SYS」で取得した画面での療養証明（**診断年月日が記載された画面**）※4
または保健所から発行された「療養証明書」※5

上記Aをお持ちでない場合は、以下BおよびCの書類でご請求ください。※2※3

B：新型コロナウイルス感染症に罹患したことがわかる医療機関が発行する検査結果報告書
(被保険者名・検査日または検査結果判明日・医療機関名があるもの)
または自治体の健康フォローアップセンター※6の受付結果（被保険者名の記載があるもの）※5

C：区分に応じた以下追加資料

区分	追加資料
65歳以上の方	不要
投薬・酸素投与がある方	厚生労働省が定める治療薬のいずれかの投与、または酸素投与されていることがわかる診療明細書【コピー取扱可】
妊娠中の方	母子手帳のコピー（被保険者名・交付日がわかるページ）

※1 「入院内容報告書【新型コロナウイルス専用】」以外の治療内容報告書等をお持ちの場合は、既にお持ちの報告書をご提出ください。

※2 療養期間が12日以上となった場合、既にお持ちの新型コロナウイルス感染症に罹患したことおよび療養期間がわかる療養証明書（保健所・自治体・医療機関発行）をご提出いただくことが必要です。（保健所・自治体によっては発行を収束している可能性があります。）

※3 お客様自ら抗原検査キット等で検査し、陽性だったことを示す検査結果ではご請求いただけません。

※4 2023年10月以降、「My HER-SYS」の療養証明機能は利用できません。画面のスクリーンショットや印刷等を既にお持ちの場合はご提出ください。

※5 保健所・自治体によっては発行を収束している可能性があります。

※6 自治体ごとに名称が異なるため、お住いの自治体の名称をご確認ください。

必ずご確認ください

⚠ **濃厚接触者**として自宅等で待機した場合や、**休業要請**により自宅等で待機した場合等は、**お支払いの対象となりません。**

⚠ 最終的なお支払可否については、ご提出いただいた書類等による判断となります。

「入院内容報告書【新型コロナウイルス専用】」の記入例

■ 新型コロナウイルス感染症に罹患され、入院給付金をご請求される場合は、「入院内容報告書【新型コロナウイルス専用】」をご提出ください。

「入院内容報告書【新型コロナウイルス専用】」以外の治療内容報告書等をお持ちの場合は、既にお持ちの報告書をご提出ください。

■ 以下は「入院内容報告書【新型コロナウイルス専用】」の場合の記入例です。

以下①～⑧の各項目の留意事項を確認のうえ請求人ご本人がご記入ください。

①～⑧は必ずご記入ください。

① 「入院内容報告書」の記入日をご記入ください。

② 請求人名を請求人ご本人がご記入ください。

③ 傷病者の名前・性別をご記入ください。

④ 傷病者ご本人の生年月日をもれなくご記入ください。

⑤ 医療機関等の「初診日」、もしくは「症状が出現した日」をご記入ください。

⑥ 「PCR検査等による陽性判明日」もしくは「入院開始日」をご記入ください。

⑦ 「保健所等から通知された解除日（原則7日間経過した日*）」、もしくは「退院日」をご記入ください。

*厚生労働省が定める療養解除基準において、発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合に解除可能とされています。（2022年9月7日時点）

⑧ 該当するものに○をしてください。病院の場合は、「病院名」「所在地（住所）」「電話番号」「医師名」をご記入ください。

新型コロナウイルス
入院給付金請求
【専用】



入院内容報告書

a 3 3 3 4 1 3 0 1 . a

【ご請求前に必ずご確認ください】

○当報告書でご請求いただける条件や、当報告書以外の必要書類※につきましては、『新型コロナウイルス感染症による入院給付金のご請求をされるお客様へ』、または当社ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ」(https://www.nissay.co.jp/coronavirusoshirase/#anc03)にて必ずご確認ください。

※当報告書だけでは請求できません。
「My-HER-SYSで取得した画面での療養証明」等の提出が必要です。

下の二次元コード
からも確認できます



① 記入日	(和暦) 令和4年 10月 10日
② 請求人 (自署)	(フリガナ) ニッセイ タロウ 日生 太郎

療養内容記入欄

③ 傷病者名 (入院をされた方)	(フリガナ) ニッセイ タロウ 日生 太郎	性別	④ 生年月日
1		男性	(和暦) 昭和30年 8月 2日
2	病名	新型コロナウイルス (COVID-19) 感染症	
3	初診日または発症日	(和暦) 令和4年 10月 1日	
5	療養期間 ※1	【PCR検査等による陽性判明日、もしくは入院開始日】 ⑦ 解除日 (原則7日間経過した日 ※2)、もしくは退院日	
6		(和暦) 令和4年 10月 1日 ~ (和暦) 令和4年 10月 8日	
8	該当するものに ○印をつけてください	自宅 (宿泊施設) (病院) → (病院名)	
5	療養場所 【以下、前掲の 場合のみ記入 】 所在地	(都/道/府/県)	
	電話番号	()	
	医師名	医師	

※1 入院給付金のお支払いの対象となる期間は、原則以下のとおりです。

◇宿泊施設または自宅での療養の場合：「PCR検査等で陽性と診断された日」から「厚生労働省の定める解除基準に該当した日（保健所等から通知された解除日）」

◇医療機関への入院の場合：「入院開始日」から「退院日」

※2 厚生労働省が定める療養解除基準において、発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合に解除可能とされています。（2022年9月7日時点）

日本生命保険相互会社 行

記載事項は事実と相違ありません。なお、以下に同意するとともに、提出した書類の返却を求めません。

①記載事項について、日本生命が必要に応じて病院（診療所）に対し事実の確認を実施すること

②記載事項が事実と相違する場合には、給付金を受取ることができない場合があります

③後日、記載事項が事実と相違していることが認められた場合には、正当な支払額にて精算を行うこと

日本生命保険相互会社
帳202209-039

必ずご確認ください

⚠ 必要書類をご確認のうえ、「入院内容報告書【新型コロナウイルス専用】」と併せて必ず送付してください。

⚠ 「ご請求時の必要書類」に記載の書類以外は封入しないでください。

⚠ 傷病者様ごとに、それぞれ当社専用の返信用封筒をご使用ください。

〔例：ご夫婦で給付金をご請求される場合は、別々の返信用封筒にてご返送ください。〕